

東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>目次 第1章—第5章 [略] 第6章 雑則(第31条—第<u>34</u>条)</p> <p>第1条—第31条 [略]</p> <p><u>(紛失等への対応)</u> <u>第32条 総長は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u> <u>2 前項に規定する場合において、総長は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置等について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u> <u>3 前項の場合において、総長は、同項の報告の内容を公表するものとする。</u></p> <p>第33条・第34条 [略]</p>	<p>目次 第1章—第5章 [同左] 第6章 雑則(第31条—第<u>33</u>条)</p> <p>第1条—第31条 [同左]</p> <p><u>[条を加える]</u></p> <p>第32条・第33条 [同左]</p>	<p>条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p> <p>条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>